# 后川来公報

平成 25 年 5 月 24 日 (金曜日)

号

外

(第 43 号)

**目** 次

監査委員

○住民監査請求に係る監査結果の公表

平成 25 年 5 月 24 日 (金曜日)

監 査 委 員

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年5月24日

石川県監査委員 安 田 慎 一 同 織 田 静 代

(政務調査費に係る住民監査請求の監査結果)

- 第1 住民監査請求の内容
  - 1 請求人

石川県金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

2 請求書の提出平成25年3月29日

3 請求の内容

請求人提出の石川県職員措置請求書(以下「措置請求書」という。)の要旨は、概ね次のとおりである。(本監査結果においては、できるだけ請求書の原文に即して記載したが、項目番号の一部付け替えなどを行った。)

(1) 政務調査費は、改正前の地方自治法第100条第14項、第15項に基づく石川県政務調査費の交付に関する条例(以下「条例」という。)の費用及び石川県政務調査費の交付に関する規程の各費用に対応する使途基準によって、各費用の支出内容が制限されている。

政務調査費の支出は、公金であるゆえに、「議員の調査研究」経費でなければならず、上記条例第9条第1項において、「支出を証すべき書面の写し」を議長に提出することを必要としている。それゆえ、支出証拠を提出していない支出は違法支出である。

「調査研究費」費用は、「会派又はその所属議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査研究の委託に要する経費」でなければならないと規定している。

そのため、「調査研究費」費用の使途基準規定と異なる支出は、他の費用に該当する支出も含め、違法支出である。

(2) 別紙1記載の議員25名の平成23年度政務調査費「調査研究費」支出を調査したところ、政務調査費収支報告書の記載額と政務調査費支出証拠書面の合計額が異なる議員は22名もいた。(事実証明書2)

上記「不一致額」該当議員の中で領収書等証拠支出合計額が多い6名を除く16名の議員は条例第9条規定の「支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」を議長へ提出していないのである(同)から、政務調査費が公金である以上、当該議員は、証拠不足額相当の政務調査費を石川県へ返還する必要がある。

(3) 田中博人議員の株式会社サンアールとの「業務委託」内容は不明であり、「調査研究費」費用として認められる「会派又はその所属議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究」「委託」の証拠も議長へ提出

していないので、田中博人議員の業務委託支出はすべて違法支出である。

毎月、180,000円、合計額2,160,000円は違法支出額である。

- (4) 支出の証拠である領収書のただし書欄に記載がないもの及び振替払込請求書兼受領証等では支出内容が分かる記載欄そのものがないものによる支出においては、支出額、支出先は分かるものの、肝心の支出内容は不明である。領収書等が提出されていても支出内容が不明の支出であるから、これらの支出も違法支出である。
- (5) 石川県議会は、政務調査費運用基準 (マニュアル) (以下「マニュアル」という。) を定めている。

上記マニュアルは、「政務調査費の充当が不適当な経費(参考事例)」は「政党活動経費」「選挙活動経費」「後 援会活動経費」「私的経費」「その他適当でない経費」であり、それらの「活動項目」毎に「主な事例」を具体 的に列挙している。

「私的経費」の「主な事例」としては、「議員が他の団体の役職を兼ねていて、その団体の理事会、役員会及 び総会等への出席経費」、「各種団体への寄付金、支援金等」及び「個人の立場で加入する団体等の会費等」等 との記載がある。

団体等経費である私的経費は違法支出である。

- (6) 「政党活動経費」の「主な事例」としては、「政党のパーティー、政治資金パーティー等の出席経費」、「その他政党活動、県連活動に要する経費」等との記載がある。そのため、政党活動経費は違法支出である。
- (7) 新年互礼会、旗開き等の儀礼的な会合の経費は、調査研究費であるとは認められず、違法支出である。
- (8) ところで、上記マニュアルは、「調査研究費」「研修費」「会議費」費用のいずれも共通の支出項目であるかのように、一括記載されている。

「調査研究費」、「研修費」及び「会議費」費用の各使途基準に規定された支出として「会費等」の支出項目が記載されている。

しかしながら、「調査研究費」費用の使途基準の規定によると、「調査研究費」費用の支出は「会費等」支出項目の内容を含まない。

「会費等」は「会費の支出先となる団体の活動内容や参加費の支出先となる意見交換会、研修会等の内容が、 会派または議員としての調査研究に資するものである場合に限る」経費である。

「会費等」支出項目の支出では、飲食代金である「(懇談を伴う場合) 5,000円以内」及び「各種議員連盟の会費」の「実費」を「政務調査費が充当できるもの(積算または充当限度等)」と規定しているが、これらの支出は「議員としての調査研究に資する」支出ではない。

同時に、上記マニュアルは、「各種議員連盟の会費」の次に「(ただし、別添の不適当な経費に注意が必要)」と記載している。そして、「政務調査費の充当が不適当な経費(参考事例)」は、「政党活動経費」「選挙活動経費」「後援会活動経費」「私的経費」「その他適当でない経費」であり、それらの「活動項目」毎に「主な事例」が具体的に列挙されており、上記「各種議員連盟の会費」も上記「私的経費」の「個人の立場で加入する団体等の会費等」に該当する。

上記「会費等」支出項目規定は、「会派又はその所属議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究」である「調査研究費」費用には該当していない。

懇談会経費等の飲食代金及び各種議員連盟の会費は、「調査研究費」費用に該当しない不適当な経費であり、 それらの支出は違法支出である。

- (9) 領収書等の支出証拠の一般的、外形的事実で、「調査研究費」費用に該当していない支出は、「調査研究費」費用の目的外支出であり、違法支出である。
- (10) 請求人は、①石田忠夫、木本利夫、藤井義弘、山田省悟、山田憲昭、中村 勲、宮下正博、西田昭二、井出 敏朗、平蔵豊志、石坂修一、北村繁盛、米澤賢司、盛本芳久、谷内律夫及び増江 啓の各議員16名に対し、当 該「証拠不足額」相当額の政務調査費を石川県に返還すべきこと、②石田忠夫、木本利夫、藤井義弘、山田省悟、山田憲昭、中村 勲、宮元 陸、宮下正博、西田昭二、焼田宏明、徳野光春、井出敏朗、善田善彦、安居知世、平蔵豊志、石坂修一、北村繁盛、米澤賢司、山根靖則、若林昭夫、盛本芳久、谷内律夫、増江 啓、田中博人及び中川石雄の各議員25名すべてに違法支出があるものの、政務調査費収支報告書の残額として記載されたマイナス金額を控除してマイナスとなる宮元 陸議員及び平蔵豊志議員の2名を除く23議員に対し、別紙1記載の「返還額」欄金額の政務調査費を石川県に返還すべきことを、石川県知事に対し、勧告するように請求する。以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。
- (11) 平成24年3月30日付け提出の住民監査請求に対する同年5月24日付け監査結果(石監査第64号)(以下「監

査結果」という。)は、①平成22年3月23日最高裁判決に、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に<u>委ねられる部分がある</u>ことも確かである」(監査結果19頁)と記載されていることを根拠として、政務調査活動において、「調査研究のための有益な費用の支出であるかどうかについては、会派や議員の広範な裁量権を尊重し、<u>議員の合理的判断に委ねられている</u>」(同)と間違え、②「政務調査活動に該当するかどうかの具体的な判断」は、「関係する全ての議員等に対し、関係人調査への任意の協力を求め、それぞれ提出された文書等によりその内容を確認し、判断に資することとし」(同)、③上記マニュアルを「議会が自らの意思で、議員の自律的な基準を文書化したものである」(監査結果20頁)から、「使途基準の適否判断の拠とすることが相当である」(同)と「判断」した結果、請求人が使途基準に適合しないと指摘した具体的な支出すべてについて、「議員等」の「文書等」と上記マニュアルを拠として、「政務調査活動の実態を伴う支出であり、違法な支出であるという請求人の主張には理由がない」(監査結果28頁)とした。

この事実は、およそ「公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない」(地方自治法第198条の3) と規定した地方自治法の監査とは言えない証拠である。

今回の監査においては、再び、「会派や議員の広範な裁量権を尊重し、議員の合理的判断に委ね」ることは 認められない。

よって、請求人は、地方自治法第252条の43第1項の規定に基づき、外部監査を実施することを求める。 (添付書類)

別紙1石川県議会議員平成23年度政務調査費返還額及び別紙2石川県議会議員平成23年度政務調査費違法支出額並びに事実証明書1から事実証明書26まで(なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。)

# 第2 監査委員の除斥

本件請求は、県議会議員に交付された政務調査費に関するものであることから、県議会議員から選任された監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により、本件監査から除斥した。

## 第3 請求の受理

本件請求については、法第242条第1項に定める要件に適合しているか審査を行い、平成25年4月3日に所定の要件を具備しているものと認め、受理することとした。

# 第4 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

本件請求について、平成25年4月3日、次のとおり個別外部監査契約に基づく監査が相当であるとは認められないと判断した。

外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部 監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性を一層充実するとともに地方公共団体の 監査機能に対する住民の信頼感を高めることにあるが、この制度は監査委員制度と相反するものではなく、地方 公共団体の適正な運営の確保という共通の目的に資するものである。本件請求は、県議会議員に交付された政務 調査費に関するものであり、その財務会計上の違法・不当性についての判断を行うに当たって、必ずしも専門的 な知識や判断を必要とする事案とは考えられず、また、独立性が確保された現行の監査制度のもとで監査委員の 監査に代えて外部の者による判断を必要としないものと考える。

## 第5 監査の実施

# 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成25年4月17日、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、新たな証拠(事実証明書27(なお、この書面については、監査結果への記載を省略した。))を提出するとともに措置請求書に関して補足説明を行ったところであり、主な内容は、概ね次のとおりであった。

- (1) 業務委託については、本日提出した事実証明書27でも分かるようにこの会社は調査専門会社ではない。また、 領収書だけでは業務委託の内容が分からない。マニュアルでは、契約書や成果物は議員が保管するとなってお り、議員は領収書だけを提出しておけばよいという解釈になっている。マニュアルの弊害である。
- (2) 政務調査費の交付については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)は条例に委ねており条例に書かれていることが法である。条例は更に議長に委ねているので、法に基づき議長が定めた石川県政務調査費の交付に関する規程(以下「規程」という。)までが法と解釈している。一方、マニュアルは規程に

基づいて作られたものではないから法ではない。政務調査費の使途がマニュアルに合っていればよいというものではなく、規程に合っているかということが問題になる。

(3) 会費等で懇談を伴うものについては、これまでの裁判では調査研究に要する会合の場合、それに付随して、引き続き飲食代金がかかるような種類の会合は認められている。

しかし、マニュアルで懇談を伴う場合5,000円以内と定めてしまうと、5,000円以下の懇談会であればよいと、マニュアルが拡大解釈されている。

(4) 条例には、「領収書その他の支出を証すべき書面の写し」を提出すべきとあるが、マニュアルに参考資料を 提出すべきことがないため、領収書だけでは会合の内容が分からないものがあり、マニュアルの弊害が顕著に 出ている。

# 2 監査対象事項

請求の要旨及び陳述を踏まえ、本件請求における監査対象事項を次のとおりとした。

平成23年度に県議会議員に交付された政務調査費のうち、請求人が措置請求書において摘示した支出が違法な支出であるかどうか、また、その結果、知事に返還請求権が存在するかどうかを監査の対象とした。

3 監査対象部局

議会事務局

# 4 監査対象部局の監査の経過

議会事務局に対して関係書類の提出を求めるとともに、平成25年4月26日、政務調査費制度の概要及び運用状況並びに請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容は、概ね次のとおりであった。

#### (1) 政務調査費制度について

政務調査費制度は、改正前の地方自治法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定し、また、同条第15項において、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定し、根拠法としている。

これを受けて本県では、議員提案により、「石川県政務調査費の交付に関する条例」(以下「条例」という。) 及び「石川県政務調査費の交付に関する規程」(以下「規程」という。)を制定し、根拠条例等としている。

また、県議会の中に「政務調査費マニュアル検討小委員会」を設置し、議員自らが根拠条例等を受けた「石川県政務調査費運用基準(マニュアル)」(以下「マニュアル」という。)を策定した。このマニュアルは、条例や規程等を踏まえて議員自らが策定したもので、政務調査費の使途等の適否を具体的に判断するための拠となっており、平成21年4月から運用しているが、平成23年度の「県議会改革推進会議」において見直しの議論があり、政務調査費の根拠や概要、手続き、提出すべき書類と整理・保管すべき書類などをマニュアルに明記し、その運用に当たっては、平成24年4月1日から、これまで議員自身が整理保管していた日々の政務調査活動を記録した証拠書類である「政務調査報告書」や北陸三県を除いた県外及び海外で政務調査活動を行った場合の報告書を議長に提出し、議長が保管することとし、情報公開の対象に加えたところである。

さらに、「収支報告書」や「政務調査報告書」を作成するための政務調査費管理システムでは、政務調査費支出の按分充当や走行距離による自動車利用経費の計算を平成24年度以降、自動化し、計算に誤りが生じないよう改善したほか、マニュアルにおいて専門的知見を必要とする場合に外部有識者による検証・相談を実施できることとした。

なお、地方自治法の一部を改正する法律が成立し、①名称を「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の名目を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、②政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとし、③議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする、とされ、平成24年9月5日に公布された。公布後6月以内という限られた施行期日の中、本県議会においても平成24年12月の定例会において、「石川県政務調査費の交付に関する条例」を議員提案により改正し平成25年4月1日から施行された。

この改定により「収支報告書」については情報公開制度による公開から閲覧に供することとなった。併せて、 県議会改革推進会議等において、新たな運用基準(マニュアル)を策定したところである。

- (2) 請求人の主張に対する説明について
  - ア 「証拠不足額相当の政務調査費を返還する必要がある。」と摘示されている支出について

請求人は、16名の議員は条例第9条規定の「支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」を議長に提出していないのであるから、証拠不足額相当の政務調査費を返還する必要があると主張している。

政務調査活動において自家用車を利用した場合、走行距離に応じた定額を政務調査費に充当すること(以下「37円ルール」という。)としているところであるが、この「37円ルール」の適用に当たっては、当該政務調査活動に具体の支払行為が伴わないことから、個々の領収書は存在せず、したがって、その写しを議長へ提出すること自体が想定されていない。しかしながら、日々の政務調査活動を記録した「政務調査報告書」の提出があり、目的地や走行距離等の実績を調査確認し、その後、各議員に返却しているものである。

この「政務調査報告書」は、平成23年度は制度上、公表することにはなっていないが、各議員の自己責任を基本としつつ、内部牽制として議長が議員に対し関係書類の提出を求め厳格な調査を行っており、政務調査費制度は適正に運用されている。よって、「支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」を提出していない政務調査費は返還する必要があるという請求人の主張には誤りがある。

なお、情報公開請求に係る領収書の一部複写漏れ等により、請求人から証拠不足額相当額を誤って摘示されたものがあった。この誤りのあった金額を除いた証拠不足額相当額は、すべてガソリン代であり、提出された関係書類において支出内容等は適正であることを確認している。

さらに、政務調査費の公平性、透明性という観点から、その一層の向上に努める必要があり、「政務調査報告書」を平成24年度分から公表することとしている。

イ 「「業務委託」内容は不明であり、「委託」の証拠も議長へ提出していないので、違法支出である。」と摘示されている支出について

条例第9条の規定により議長に提出すべき書類は「支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」でもって足りるとされ、領収書の写しが提出されている。

また、マニュアルでは「委託業務内容・金額等が明確な契約書」及び「成果物」の写しは、各議員、会派において保管することとされている。よって、証拠を議長に提出していないものは違法支出であるという請求人の主張には誤りがある。

なお、委託業務内容等については、議長の調査権により契約書等の提出を求め、その内容を確認しており、明らかに調査研究の範疇から逸脱していない。

ウ 「領収書等が提出されていても支出内容が不明の支出については、違法支出である。」と摘示されている支 出について

領収書等において支出内容が不明のものについては、提出された「政務調査報告書」により、また、必要に応じ各議員から事情聴取することにより、適正な支出であることを調査確認しているところである。よって、「領収書等が提出されていても支出内容が不明の支出」は違法支出であるという請求人の主張には誤りがある。

エ 「団体等経費である私的経費は違法支出である。」と摘示されている支出について

マニュアルは、多様な政務調査活動の取扱いを議員自らの責任において、自主的に策定したものであるが、この記載された趣旨は、各議員の適切な判断に資するよう、全国都道府県議会議長会や他の都道府県議会において政務調査費の充当が不適当とされている経費に係る参考事例を掲載したものにすぎず、政務調査費として支出することが適法であるかどうかの判断は、調査研究の実質があるかどうかによってされるものである。よって、団体等経費であることをもって私的経費とし、違法支出であるという請求人の主張には誤りがある

なお、団体的経費が私的経費に該当しないことについては、提出された「政務調査報告書」により、また、 必要に応じ各議員から事情聴取することにより、調査確認しているところである。

オ 「政党活動経費は違法支出である。」と摘示されている支出について

議員又は会派が所属する政党のための活動は、調査研究に資するための経費であるとは認められず、政務調査費から支出することはできないものである。このため、各議員の適切な判断に資するよう、全国都道府県議会議長会や他の都道府県議会において政務調査費の充当が不適当とされている経費に係る参考事例をマニュアルに掲載しているところであるが、政務調査費として支出することが適法であるかどうかの判断は、議員又は会派が所属する政党のための活動かどうか、また、調査研究の実質があるかどうかによってすべき

ものである。よって、請求人の主張には誤りがある。

なお、政党活動経費に該当しないことについては、提出された「政務調査報告書」により、また、必要に 応じ各議員から事情聴取することにより、調査確認しているところである。

外

カ 「儀礼的な会合の経費は、調査研究費であるとは認められず、違法支出である。」と摘示されている支出について

請求人が言う「儀礼的な会合」の意味内容が定かではないが、議員が行う調査研究活動については、各議員において多種多様な方法があると認識しており、「儀礼的な会合」であっても、各議員は、会合参加者との懇談や意見交換を通じて調査研究する機会はあり得るのであり、一般的に「儀礼的な会合」であることをもって「議員として調査研究に資する」支出でないと判断することは難しい。よって、請求人の主張には誤りがある。

なお、政務調査費に該当するかどうかについては、提出された「政務調査報告書」により、また、必要に 応じ各議員から事情聴取することにより、調査確認しているところである。

キ 「「懇談会経費等の飲食代金」及び「各種議員連盟の会費」は「調査研究費」費用に該当しない。」と摘示されている支出について

「飲食代金(懇談を伴う場合5,000円以内)」については、各議員は、飲食時に行う懇談や意見交換を通じて調査研究するものであり、また、「各種議員連盟の会費」については、各議員は、会費を納めることにより、当該議員連盟の活動に参加できることになり、それを通じて調査研究するものである。よって、「飲食代金(懇談を伴う場合5,000円以内)」及び「各種議員連盟の会費」が「議員として調査研究に資する」支出ではないという請求人の主張には誤りがある。

ク 「領収書等の支出証拠の一般的、外形的事実で、「調査研究費」費用に該当していない支出は、「調査研究費」 費用の目的外支出であり、違法支出である。| と摘示されている支出について

「調査研究費」費用に該当することについては、領収書等の支出証拠や提出された「政務調査報告書」に よる外形的評価のみならず、必要に応じ各議員から事情聴取することにより、調査確認しているところであ る。よって、請求人の主張には誤りがある。

以上のとおり、条例第10条に基づき調査した結果、当該政務調査費の支出は適正であると考える。

(3) 政務調査費制度の議員への周知

議会では、政務調査費の処理に係る取扱いやマニュアルの改訂等について、全議員又は会計責任者を対象に 説明会を開催し、詳細に説明するとともに質疑応答を行うほか、各会派に対してもそれぞれ説明を行い、全議 員に制度の趣旨及びその遵守が周知徹底されているものと考えている。

(4) 議長の調査権及び議会事務局の審査について

条例第10条では、「議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条第1項又は第2項の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。」と規定されているところであり、議長の調査権の一環として、条例第9条第1項の規定により、「当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」として提出された様式1「政務調査報告書」及び様式2「政務調査費支出証明書」の内容を確認しているところである。

議会事務局も、マニュアル等の周知に努めるとともに、議員から問い合わせなどがあれば、マニュアル等の 内容について説明し、議員が適切に判断できるよう補助しているところである。

また、収支報告書等の記載内容についても、条例、規程及びマニュアルに違反するものがないかなど複数の職員により役割分担を決めて確認を行うなど、政務調査費の審査方法を改善し、適正な支出に努めているところである。

さらに、議会事務局は、議長を補佐する立場に加え、知事の予算執行を補助する機関としての役割を担っており、収支報告書の記載内容について外形的に誤りがないかどうかを確認しているところであるが、必要な場合には、各議員から事情聴取することにより、調査確認しているところである。

5 関係人に対する調査の実施

法第199条第8項の規定により、措置請求書で摘示されている支出に係る事案について、関係議員等に対し、 文書による調査を行った。

# 第6 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

平成23年度に交付された政務調査費のうち、請求人が措置請求書において主張する関係各議員等の支出は、法 第242条第1項に規定する違法又は不当な支出に当たらない。

したがって、本件請求については、棄却する。

以下、事実関係の確認結果及び判断について述べる。

## 1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査及び関係人調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 政務調査費制度

## ア 根拠法

平成24年法律第72号による改正前の法(以下「改正前の法」という。)第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定し、また、同条第15項において、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定し、根拠法としている。(政務調査費制度が施行された平成13年4月においては、法第100条第13項及び第14項に規定されていた。)

# イ 根拠条例等

上記アの規定を受け、本県では、「石川県政務調査費の交付に関する条例」(以下「条例」という。)及び「石川県政務調査費の交付に関する規程」(以下「規程」という。)を制定し、これを根拠条例等としている。また、その主な内容は、以下のとおりである。

(ア) 政務調査費の交付対象(条例第2条)

政務調査費は、石川県議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)又 はその所属議員に対し交付する。

(イ) 政務調査費の額等(条例第3条)

政務調査費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

(ウ) 会派の届出(条例第4条)

議員が会派を結成し、政務調査費の交付を受けようとするときは、その代表者は、会派結成届を石川 県議会議長(以下「議長」という。)に届け出なければならない。

(エ) 会派の通知(条例第5条)

議長は、毎年、4月1日において届け出られている会派について、同月10日までに、知事に通知しなければならない。

(オ) 政務調査費の交付の決定等(条例第6条)

知事は、通知を受けたときは、当該年度における政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者又は その所属議員に通知しなければならない。

(カ) 政務調査費の請求、交付等(条例第7条)

会派の代表者又はその所属議員は、通知を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分の政務調査費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

(キ) 政務調査費の使途(条例第8条)

会派又はその所属議員は、政務調査費を次に掲げる費用に充てなければならない。

(費用)

調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費・広報費・事務所費・事務費・人件費 費用の使途基準は、議長が定める。

「政務調査費の使途基準」(規程第4条)

規程第4条別表に定める使途基準については、下表のとおりである。

費	用	使	途	基	準	
調査研究費		会派又はその所属議員が行う県の	の事務及び地方行	f財政に関する調	査研究並びに当記	核調査研究の委託
		に要する経費				

会派又はその所属議員が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、				
講演会等への会派の所属議員並びに会派及びその所属議員が雇用する職員の参加に要する経費				
会派が開催する各種会議及びその所属議員が開催する県民の県政に関する要望、意見等を聴取する				
ための各種会議に要する経費				
「料作成費」会派又はその所属議員が行う議会の審議に必要な資料の作成に要する経費				
会派又はその所属議員が行う調査研究に必要な図書、資料等の購入に要する経費				
会派又はその所属議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費				
会派又はその所属議員が行う調査研究に必要な事務所の設置及び管理に要する経費				
会派又はその所属議員が行う調査研究に係る事務の遂行に要する経費				
会派又はその所属議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費				

# (ク) 収支報告書等(条例第9条)

会派の代表者又はその所属議員は、前年度の政務調査費に係る収入及び支出の報告書(収支報告書)並びに当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し(収支報告書等)を、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

議長は、収支報告書が提出されたときは、その写しを知事に送付するものとする。

(ケ) 議長の調査 (条例第10条)

議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を 行うものとする。

(コ) 政務調査費の返還(条例第11条)

会派の代表者又はその所属議員は、政務調査費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務調査費を知事に返還しなければならない。

(サ) 収支報告書等の保存(条例第12条)

議長は、提出された収支報告書等を、当該収支報告書等を提出すべき期限の翌日から起算して5年を経 過する日まで保存しなければならない。

- (2) 条例の改正と石川県政務調査費運用基準の策定に係る経緯等
  - ア 政務調査費制度の改正に係る経緯等

政務調査費制度は、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で議会の活性化を図り、審議能力を強化する目的をもって、法の一部改正により創設され、平成13年4月から施行されたものである。

政務調査費を規定した改正前の法第100条第14項には、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として、条例の定めるところにより政務調査費を交付することができる旨規定されているとともに、「政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法」については、条例で定めなければならないと規定されている。

これを受けて、石川県においても、議員提案により、平成13年3月に、条例及び規程を制定し、同年4月1日から施行されたところである。

その後、県議会では、条例及び規程に基づき支給されていた政務調査費の使途の明確化を一層進めるとともに円滑かつ効率的な制度の運用に資するため、平成19年10月の第5回県議会改革推進研究会において、政務調査費の使途基準について分かりやすい政務調査費運用基準(以下「マニュアル」という。)を作成することなどの検討が開始され、同研究会の実務研究組織として設置された政務調査費マニュアル検討小委員会での論議を経て、当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しの添付を義務付けるなどの改正案がまとまり、平成21年3月、条例及び規程の改正と併せ、新たに使途基準に関する運用マニュアルが策定され、いずれも同年4月1日から施行された。

さらに、平成23年度の「県議会改革推進会議」において見直しの議論があり、政務調査費の根拠や概要、手続き、提出すべき書類と整理・保管すべき書類等をマニュアルに明記し、その運用に当たっては、平成24年4月1日から、これまで議員自身が整理・保管していた日々の政務調査活動を記録した証拠書類である「政務調査報告書」や北陸三県を除いた県外及び海外で政務調査活動を行った場合の報告書を議長に提出し、議長が保管することとし、情報公開の対象に加えられたところである。

また、「収支報告書」や「政務調査報告書」を作成するための政務調査費管理システムでは、政務調査費 支出の按分充当や走行距離による自動車利用経費の計算を平成24年度以降、自動化し、計算に誤りが生じな いよう改善したほか、マニュアルにおいて、専門的知見を必要とする場合に、外部有識者による検証・相談 を実施できることとした。

さらに、県議会においては、改正された制度の施行に際して、条例、規程及びマニュアルに定められた基準を遵守するため、全議員を対象に説明会を開催するなど、周知が図られている。

なお、地方自治法の一部を改正する法律の公布施行に伴い、本県においても平成24年12月の定例会において石川県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例が成立し、政務調査費の名称を政務活動費に改めるとともに議長は政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとすることなどが盛り込まれ、平成25年4月1日から施行された。この改正により「収支報告書」については、議長への請求により閲覧が可能となった。併せて、県議会改革推進会議等において、条例改正等の趣旨を踏まえ、新たな運用基準(マニュアル)が策定された。

#### イ マニュアルについて

マニュアルは、条例及び規程等の趣旨に則り、他県の事例や全国都道府県議会議長会の基準も考慮しながら、県議会において策定されたものであり、政務調査費についての使途等の適否を具体的に判断する拠となっている。

また、マニュアルには、「政務調査報告書」、「政務調査費支出証明書」等が定められている。

「政務調査報告書」については、政務調査活動を行った日々の活動内容、目的及びそれに係る経費等を記載する書面であり、議員自身の活動状況や行動目的、信条、交友関係や個人情報が含まれていることから、議長の保管する文書としては適切ではないという考えのもと、条例第9条第1項により、「当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」として、一旦、原本そのものが議長に提出されるが、議長が記載内容を確認した後、各議員に返却しており、それぞれの議員の責任において保管がなされている。

「政務調査費支出証明書」については、領収書が発行される場合は、その添付がなされ、領収書を徴し難い場合などには、議員自身が支出を証明することとなっている書面であり、「政務調査報告書」と同様、条例第9条第1項の規定により、「当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」として、議長に提出され、議長が保管している。

なお、「政務調査報告書」には、政務調査活動の内容が記載されていることから、「政務調査費支出証明書」 に記載された内容を確認する際の補完的役割も担っている。

マニュアルによれば、政務調査費に充当できる費目のうち、今回の措置請求に関連のある主な項目(支出内容、積算又は充当限度等)については、以下のとおりとしている。

## (ア) 交通費

自家用車利用経費(ガソリン代)は、走行距離で積算する場合、1km当たり37円(本県応招旅費の現行単価) 又は按分する場合、1台に限り、支払の都度、当該支払額の1/3以内、のいずれかを年間を通して選択

# (イ) 委託料

個人・団体に調査研究を委託する経費(委託業務内容、金額等が明確な契約書を作成、成果物とともに 保管)は実費

## (ウ) 会費等

会費の支出先となる団体の活動内容や参加費の支出先となる意見交換会、研修会等の内容が、会派又は 議員としての調査研究に資するものである場合に限り、5千円以内(懇談を伴う場合)及び各種議員連盟 の会費の実費(ただし、別添(省略)の不適当な経費に注意が必要)

なお、マニュアルの付属資料ではないが、各議員の適切な判断に資するよう、全国都道府県議会議長会や他の都道府県議会において政務調査費の充当が不適当とされている経費に係る参考事例を資料として配付している。

# (参考事例抜粋)

- ① 政党活動経費 ② 選挙活動経費 ③ 後援会活動経費 ④ 私的経費
- ⑤ その他適当でない経費
- (3) 政務調査費交付手続きの流れ

政務調査費の交付手続きについては、次のとおりである。(議会事務局から提出された資料を基に作成)

10

## 2 判断

請求人の主張、議会事務局の説明、関係人調査等に基づき、次のとおり判断する。

# (1) 政務調査費制度について

政務調査費制度の根拠規定である改正前の法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。」と規定し、同条第15項において、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定しているように、その提出先は、議会の代表者である議長となっている。

また、本県の政務調査費の交付に関する事務においては、条例が制定され、当該条例第13条において、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。」と規定し、これに係る規程により使途基準についても議長が定めている。

このように、条例及び規程や政務調査費の使途基準の規定は、それぞれ県議会において自主的に定めており、また、収支報告書等の提出を求めること及びそれらを調査することの権限が議長に与えられており、政務調査費制度については、法が定める二元代表制の地方自治制度の中で、地方自治法や地方財政法に基づいて一般的に有する財務会計上の管理権が一定程度制約される仕組みとなっている。

さらに、平成21年12月17日の最高裁判決において、政務調査費制度の本旨は、「執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある。」と示されている。

加えて、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」としているように、県議会における会派の自主性、自律性を尊重することが求められていることを勘案すれば、使途基準の解釈やその適用の可否については、一義的には、県議会の責任において判断すべきものである。

## (2) 政務調査活動について

そもそも政務調査活動は、多様な内容を有するものであり、議員の調査研究に資するため必要な経費であるかどうかの判断については、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである。」との判決(平成22年3月23日最高裁判決)や「議員の調査研究に直接役立つか、これに密接に関連して必要な費用に限定すべき合理的理由はなく、調査研究のために有益な費用も含まれる。」との判決(平成16年4月14日東京高裁判決)、さらには、「会派の活動は、(中略)その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、(中略)極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」との判決(平成19年2月9日札幌高裁判決)にもあるように、多岐にわたる調査研究活動を政務調査活動として認めるかどうか、また、調査研究のための有益な費用の支出であるかどうかについては、会派や議員の広範な裁量権を尊重し、議員の合理的判断に委ねられているものとなっている。

# (3) 政務調査活動に該当するかどうかの具体的な判断方法について

このため、政務調査費制度については、県議会及び議員活動の自主性、自律性を尊重することが基本であり、本件措置請求において、当該支出が政務調査費の使途基準に該当するかどうかの判断に際しても、原則として、一般的、外形的視点から判断することとし、明らかに条例等に違反したもの以外は適法と認め、使途の具体的内容まで論じないこととした。

ただ、今回の請求については、限られた調査期間の中で適確な判断を行う必要があり、また、より適正な監査を行う観点から、請求人から摘示された支出について、費用の具体的な使途等を確認するべく、あらかじめ、関係議員等に対し、関係人調査への任意の協力を求め、提出された文書等によりその内容を確認し、判断に資することとした。

## (4) 政務調査費の支出基準 (マニュアルの解釈及び運用) について

政務調査費の支出については、「議員の調査研究」という法の趣旨に基づき定められた条例及び条例の委任 を受けて制定された規程に則して判断すべきものである。

また、マニュアルについて、請求人は、条例等の委任がなく準拠すべきではないように述べているが、使途 基準の一層の具体化のため、条例及び規程等の趣旨に則り、他県の事例や全国都道府県議会議長会の基準を考

慮しながら、県議会改革推進会議等関係会議の議を経て策定されたものであり、法規範性を有するものではな いが、規程の定める使途基準が概括的であること、政務調査費制度が地方公共団体の自己決定権と自己責任が 拡大する中で創設されたこと等を考慮すると、県議会が自らの意思で、議員の自律的な基準を文書化したもの と受け止められ、地方自治法や条例、規程等により一層具体的に細目化したものと考えられることから、使途 基準の適否判断の拠とすることが相当である。

## (5) マニュアルの付属資料について

マニュアルには、「政務調査報告書」及び「政務調査費支出証明書」が定められており、それらは、議会において、 条例第9条第1項に定める政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面として位置付けられて いる。「政務調査報告書」については、各議員の日々の政務調査活動の目的や内容及び後述するガソリン代を 含め、これに係る経費等が確認できる書面として、また、「政務調査費支出証明書 | については、領収書が発 行される場合は、その領収書を添付し、領収書を徴し難い場合などには、議員自身が支出を証明する書面とし

このうち、「政務調査報告書」は、原本が議長に提出され、その後、議員に返却され、それぞれの責任にお いて保管されているが、その記載項目や内容等から支出を証する書面としての意義を十分備えていると認めら れる。

なお、「政務調査報告書」には、政務調査活動の内容が記載されており、「政務調査費支出証明書」において 証明する内容を確認できるものであることから、同支出証明書を補完する役割も担っていると認められるもの

このため、これらの付属資料は、条例第9条第1項により議長に対し提出が義務付けられている政務調査費 の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面として位置付けられるものと判断する。

## (6) 「証拠不足額相当の政務調査費を返還する必要がある。」との摘示に対する判断

請求人は、「16名の議員は条例第9条規定の「支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」を議 長に提出していないのであるから、証拠不足額相当の政務調査費を返還する必要がある。」と主張している。

これに対して議会事務局からは、「政務調査活動において自家用車を利用した場合、走行距離に応じた定額 を政務調査費に充当すること(以下「37円ルール」という。)としているところであるが、この「37円ルール」 の適用に当たっては、当該政務調査活動に具体の支払行為が伴わないことから、個々の領収書は存在せず、し たがって、その写しを議長へ提出すること自体が想定されていない。しかしながら、日々の政務調査活動を記 録した「政務調査報告書」の提出があり、目的地や走行距離等の実績を調査確認し、その後、各議員に返却し ているものである。

この「政務調査報告書 | は、平成23年度は制度上、公表することにはなっておらず、各議員の自己責任を基 本としつつ、内部牽制として議長が議員に対し関係書類の提出を求め厳格な調査を行っており、政務調査費制 度は適正に運用されている。よって、「支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」を提出してい ない政務調査費は返還する必要があるという請求人の主張には誤りがある。

なお、情報公開に係る領収書の一部複写漏れ等により、請求人から証拠不足額相当額を誤って摘示されたも のがあった。この誤りのあった金額を除いた証拠不足額相当額は、すべてガソリン代であり、提出された関係 書類において支出内容等が適正であることを確認している。

さらに、政務調査費の公平性、透明性という観点から、その一層の向上に努める必要があり、「政務調査報告書」 を平成24年度分から公表することとしている。| 旨の説明があった。

また、関係人調査において、各議員からは、「それぞれ摘示された証拠不足額は、すべて自家用車利用経費(ガ ソリン代)である。マニュアルに定める調査研究費の交通費・自家用車利用経費(ガソリン代)を走行距離で 積算する場合 1 km当たり37円(石川県の応招旅費の現行単価)で計算した実績の総額である。| 旨の説明があっ

そもそも、条例第9条第1項の規定により政務調査費の交付を受けた議員は、収支報告書並びに当該収支報 告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しの提出が義務付けられて おり、各議員から提出された「政務調査報告書」は、前記(5)で述べたとおり、当該規定に基づく支出を証すべ き書面として位置付けることのできる書面であると認められること及びそれぞれ議長に提出されていることか ら、今回、摘示された16名の議員のガソリン代の支出金額については、証拠不足額のある支出とは言えない。

したがって、摘示された「証拠不足額」相当額は、いずれも違法支出とは言えない。

以上のことから、「証拠不足額相当の政務調査費を返還する必要がある。」との請求人の主張には、いずれも 理由がないものと判断する。

(7) 「「業務委託」内容は不明であり、「委託」の証拠も議長に提出していないので、違法支出である。」との摘示 に対する判断

請求人は、「政心会(田中博人議員)の株式会社サンアールとの「業務委託」内容は不明であり、「調査研究費」 費用と認められる「会派又はその所属議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究」「委託」の証拠 も議長に提出していないので、違法支出である。」と主張している。

これに対して議会事務局からは、「条例第9条の規定により、議長に提出すべき書類は、「支出に係る領収書 その他の支出を証すべき書面の写し」でもって足りるとされ、領収書の写しが提出されている。

また、マニュアルでは、「委託業務内容・金額等が明確な契約書」及び「成果物」の写しは、各議員、会派において保管することとされている。よって、証拠を議長に提出していないものは違法支出であるという請求人の主張には誤りがある。

なお、委託業務内容等については、議長の調査権により契約書等の提出を求め、その内容を確認しており、明らかに調査研究の範疇から逸脱していない。」旨の説明があった。

また、関係人調査においては、政心会から提出された説明書及び提出のあった業務委託契約書や報告書の写しによれば、「県政全般の諸課題についての調査研究に資するため、業務委託契約を交わして政務調査に係る調査研究、聞き取り調査、地域情勢視察等について委託をし、その結果は政務調査活動における事前資料や補足資料としている。」旨の説明があった。

前記(4)で述べたように、マニュアルは、県議会が自らの意思で、議員の自律的な基準を文書化したものであり、この中で、使途基準「調査研究費」、支出費目「委託料」において、個人・団体に調査研究を委託する経費(委託業務内容・金額等が明確な契約書を作成、成果物とともに保管)と明記されており、その使途についても議会事務局の説明や「政務調査報告書」を基に確認した結果、明らかに適正を欠くと認められず、さらに、関係人調査により提出された説明書等を確認したところ、マニュアルに即して委託契約書及び成果物(報告書)の写しを政心会が保管しており、また、政務調査活動の実態を伴う支出である。

以上のことから、「「業務委託」内容は不明であり、「委託」の証拠も議長に提出していないので、違法支出である。」との請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(8) 「領収書等が提出されていても支出内容が不明の支出については、違法支出である。」との摘示に対する判断 請求人は、「領収書のただし書欄に記載がないもの、記載欄そのものがないものによる支出においては、支 出額、支出先は分かるものの、肝心の支出内容は不明である。領収書等が提出されていても支出内容が不明の 支出であるから、これらの支出も違法支出である。」と主張している。

これに対して議会事務局からは、「領収書等において支出内容が不明のものについては、提出された「政務調査報告書」により、また、必要に応じ各議員から事情聴取することにより、適正な支出であることを調査確認しているところである。よって、「領収書等が提出されていても支出内容が不明の支出」は違法支出であるという請求人の主張には誤りがある。」旨の説明があった。

また、関係人調査により、提出された説明書の内容において、その調査研究が多岐にわたって行われており、いずれも政務調査活動に係るものであることが確認できた。

なお、議会事務局における記載内容の確認を通して、安居知世議員に係る1支出について費用項目に誤りがあり、既に収支報告書等の訂正手続きが終了していることを確認した。

以上のことから、「領収書等が提出されていても支出内容が不明の支出については、違法支出である。」との 請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(9) 「団体等経費である私的経費は違法支出である。」との摘示に対する判断

請求人は、「マニュアルには、「政務調査費の充当が不適当な経費(参考事例)」として私的経費が記載されており、その主な事例として、「個人の立場で加入する団体等の会費等」との記載があることから、団体等経費である私的経費は違法支出である。」旨の主張をしている。

これに対して議会事務局からは、「マニュアルは、多様な政務調査活動の取扱いを議員自らの責任において、自主的に策定したものであるが、この記載された趣旨は、各議員の適切な判断に資するよう、全国都道府県議会議長会や他の都道府県議会において政務調査費の充当が不適当とされている経費に係る参考事例を掲載したものにすぎず、政務調査費として支出することが適法であるかどうかの判断は、調査研究の実質があるかどう

かによってされるものである。よって、団体等経費であることをもって私的経費とし、違法支出であるという 請求人の主張には誤りがある。

外

なお、団体等経費が私的経費に該当しないことについては、提出された「政務調査報告書」により、また、 必要に応じ各議員から事情聴取することにより、調査確認しているところである。」旨の説明があった。

前記(4)で述べたように、マニュアルは、県議会が自らの意思で、議員の自律的な基準を文書化したものであり、この中で、使途基準「調査研究費」、支出費目「会費等」において、政務調査費の充当額は「実費」とされ、その内容として、「会費の支出先となる団体の活動内容や参加費の支出先となる意見交換会、研修会等の内容が、会派または議員としての調査研究に資するものである場合に限る。」と記載されており、また、「政務調査費の充当が不適当な経費(参考事例)」には、その主な事例として、「個人の立場で加入する団体等の会費等」が掲げられている。

しかしながら、団体等に対する会費等は、その団体の会合に参加するための要件であり、会員としてその会合等に参加することにより、情報の入手・発信、意見交換、研修への参加等が可能となるものであり、政務調査活動に十分活用できるものであると考える。

そもそも、議員の活動経費が、政務調査費の使途基準に抵触するかどうかは、第一義的には、議会の自主性、 自律性と議員の広範な裁量権を尊重し、合理的な判断に委ねられている。このことに加え、議会事務局の説明 や「政務調査報告書」を基に確認した結果、明らかに適正を欠くと認められるものはなかった。

また、関係人調査においても、提出された説明書の内容を確認したところ、団体等の参加者と意見交換を行い、 多様な県政課題の調査研究と情報収集に努め、今後の県政課題についての意見を得ることなどができたもので あり、特に適正を欠くと認められる支出はなかった。

なお、議会事務局における記載内容の確認を通して、藤井義弘議員、宮下正博議員、米澤賢司議員、山根靖 則議員、増江啓議員に係る延べ9件の支出については、支出誤りがあったとして、いずれも本人からの自主的 な申し出により、既に収支報告書等が訂正されるなど、所要の手続きが終了していることを確認した。具体的 には、宮下正博議員、米澤賢司議員の支出誤りの額(3,000円、26,500円)があったものの、自己資金の支出額 を下回っており、議員の不当利得により、県に損害を与えているとは認められず、山根靖則議員、増江啓議員 については、支出誤りの額(10,000円、9,000円)があったものの、自己資金の支出を上回っている額(9,155円、 8,888円)については、既に返還されており、藤井義弘議員については、支出誤りの額(15,000円)があったも のの既に返還されていることから、県に損害を与えているとは認められなかった。

以上のことから、「団体等経費である私的経費は違法支出である。」との請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(10) 「政党活動経費は違法支出である。」との摘示に対する判断

請求人は、「マニュアルには、「政務調査費の充当が不適当な経費(参考事例)」として政党活動経費が記載されており、その主な事例として、「政党のパーティー、政治資金パーティー等の出席経費」との記載があり、政党活動経費は違法支出である。」旨の主張をしている。

これに対して議会事務局からは、「議員又は会派が所属する政党のための活動は、調査研究に資するための 経費であるとは認められず、政務調査費から支出することはできないものである。このため、各議員の適切な 判断に資するよう、全国都道府県議会議長会や他の都道府県議会において政務調査費の充当が不適当とされて いる経費に係る参考事例をマニュアルに掲載しているところであるが、調査研究費として支出することが適法 かどうかの判断は、議員又は会派が所属する政党のための活動かどうか、また、調査研究の実質があるかどう かによってすべきものである。よって、請求人の主張には誤りがある。

なお、政党活動経費に該当しないことについては、提出された「政務調査報告書」により、また、必要に応 じ各議員から事情聴取することにより、調査確認している。」旨の説明があった。

そもそも、議員の活動経費が、政務調査費の使途基準に抵触するかどうかは、第一義的には、議会の自主性、 自律性と議員の広範な裁量権を尊重し、合理的な判断に委ねられている。このことに加え、議会事務局の説明 や「政務調査報告書」を基に確認した結果、明らかに適正を欠くと認められるものはなかった。

また、関係人調査においても、提出された説明書の内容を確認したところ、各界各層の参加者と意見交換・情報収集を行い、県政のあり方を提言するための意見を得ることなどができたものであり、特に適正を欠くと認められる支出はなかった。

なお、議会事務局における記載内容の確認を通して、若林昭夫議員の1支出については、支出誤りがあった

として本人からの自主的な申し出により、既に収支報告書等が訂正されるなど、所要の手続きが終了していることを確認した。具体的には、支出誤りの額(5,000円)があったものの既に返還されていることから、県に損害を与えているとは認められなかった。

以上のことから、「政党活動経費は違法支出である。」との請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(11) 「儀礼的な会合の経費は、調査研究費であるとは認められず、違法支出である。」との摘示に対する判断 請求人は、「新年互礼会、旗開き等の儀礼的な会合の経費は、調査研究費であるとは認められず、違法支出 である。」と主張している。

これに対して議会事務局からは、「請求人の言う「儀礼的な会合」の意味内容が定かではないが、議員が行う調査研究活動については、各議員において多種多様な方法があると認識しており、「儀礼的な会合」であっても、各議員は、会合参加者との懇談や意見交換を通じて調査研究する機会はあり得るのであり、一般的に「儀礼的な会合」であることをもって「議員として調査研究に資する」支出でないと判断することは難しい。よって、請求人の主張には誤りがある。

なお、政務調査費に該当するかどうかについては、提出された「政務調査報告書」により、また、必要に応 じ各議員から事情聴取することにより、調査確認しているところである。」旨の説明があった。

そもそも、議員の活動経費が、政務調査費の使途基準に抵触するかどうかは、第一義的には、議会の自主性、 自律性と議員の広範な裁量権を尊重し、合理的な判断に委ねられている。このことに加え、議会事務局の説明 や「政務調査報告書」を基に確認した結果、明らかに適正を欠くと認められるものはなかった。

また、関係人調査においても、提出された説明書の内容を確認したところ、団体等の参加者や各界各層の参加者と意見交換・情報収集を行うことにより、県政課題についての意見を得ることなどができたものであり、特に適正を欠くと認められる支出はなかった。

以上のことから、「儀礼的な会合の経費は、調査研究費とは認められず、違法支出である。」との請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(12) 「「懇談会経費等の飲食代金」及び「各種議員連盟の会費」は「調査研究費」費用に該当しない。」との摘示に対する判断

請求人は、「会費等は、「会派又は議員としての<u>調査研究に資するものである場合に限る。</u>」経費であり、マニュアルには「飲食代金(懇談を伴う場合5,000円以内)」及び「各種議員連盟の会費」の実費を「政務調査費が充当できるもの」と規定しているが、これらの支出は「議員としての調査研究に資する」支出ではないことから、「調査研究費」費用に該当しない。」旨の主張をしている。

これに対して議会事務局からは、「「飲食代金(懇談を伴う場合5,000円以内)」については、各議員は飲食時に行う懇談や意見交換を通じて調査研究するものであり、また、「各種議員連盟の会費」については、各議員は、会費を納めることにより、当該議員連盟の活動に参加できることになり、それを通じて調査研究するものである。よって、「飲食代金(懇談を伴う場合5,000円以内)」及び「各種議員連盟の会費」が調査研究に資する支出ではないという請求人の主張には誤りがある。」旨の説明があった。

前記(4)で述べたように、マニュアルは、県議会が自らの意思で、議員の自律的な基準を文書化したものであり、この中で、使途基準「調査研究費」、支出費目「会費等」において、政務調査費が充当できるものとして、「実費、 懇談を伴う場合5,000円以内、各種議員連盟の会費」が明記され、容認されている。

また、関係人調査においても、提出された説明書の内容を確認したところ、参加者との意見交換を行い、多様な県政課題の調査研究と情報収集に努め、県政課題についての意見を得ることなどができたものであり、特に適正を欠くと認められる支出はなかった。

なお、議会事務局における記載内容の確認を通して、米澤賢司議員、山根靖則議員、谷内律夫議員に係る延べ9件の支出については、支出誤りがあったとして、いずれも本人からの自主的な申し出により、既に収支報告書等が訂正されるなど、所要の手続きが終了していることを確認した。具体的には、支出誤りの額(51,000円、26,123円、10,000円)があったものの、自己資金の支出額を下回っており、議員の不当利得により、県に損害を与えているとは認められなかった。

以上のことから、「「懇談会経費等の飲食代金」及び「各種議員連盟の会費」は「調査研究費」費用に該当しない。」との請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(13) 「領収書等の支出証拠の一般的、外形的事実で、「調査研究費」費用に該当していない支出は、「調査研究費」 費用の目的外支出であり、違法支出である。」との摘示に対する判断

請求人は「領収証等の支出証拠の一般的、外形的事実で、「調査研究費」費用に該当していない支出は、「調 査研究費 | 費用の目的外支出であり、違法支出である。| と主張している。

これに対して議会事務局からは、「「調査研究費」費用に該当することについては、領収書等の支出証拠や提 出された「政務調査報告書」による外形的評価のみならず、必要に応じ各議員から事情聴取することにより、 調査確認しているところである。よって、請求人の主張には誤りがある。」旨の説明があった。

そもそも、議員の活動経費が、政務調査費の使途基準に抵触するかどうかは、第一義的には、議会の自主性、 自律性と議員の広範な裁量権を尊重し、合理的な判断に委ねられている。このことに加え、議会事務局の説明 や「政務調査報告書」を基に確認した結果、明らかに適正を欠くと認められるものはなかった。

また、関係人調査においても、提出された説明書の内容を確認したところ、参加者との意見交換を行い、調 査研究を通じて、県政のあり方を提言するための意見を得ることなどができたものであり、特に適正を欠くと 認められる支出はなかった。

なお、議会事務局における記載内容の確認を通して、若林昭夫議員の1支出については、支出誤りがあった として本人からの自主的な申し出により、既に収支報告書等の訂正がなされるなど所要の手続きが終了してい ることを確認した。具体的には、支出誤りの額(2,000円)があったものの既に返還されていることから、県に 損害を与えているとは認められなかった。

以上のことから、「領収書等の支出証拠の一般的、外形的事実で「調査研究費」費用に該当していない支出は「調 査研究費」費用の目的外支出であり、違法支出である。」との請求人の主張には、理由がないものと判断する。

上記(1)から(3)までの論述の中でも明らかなように、請求人が求める①平成23年度に石川県議会議員に交付さ れた政務調査費のうち、証拠不足額相当の政務調査費を返還する必要があること、②「業務委託」内容は不明 であり、「委託」の証拠も議長へ提出していないので、違法支出であること、③領収書等が提出されていても 支出内容が不明の支出については、違法支出であること、④団体等経費である私的経費は違法支出であること、 ⑤政党活動経費は違法支出であること、⑥儀礼的な会合の経費は、調査研究費であるとは認められず、違法支 出であること、⑦懇談会経費等の飲食代金及び各種議員連盟の会費は「調査研究費|費用に該当しないこと、 ⑧領収証等の支出証拠の一般的、外形的事実で、「調査研究費」費用に該当していない支出は、「調査研究費」 費用の目的外支出であり、違法支出であることとの主張については、

- ア 政務調査費の支出に関する処理については、「政務調査報告書」及び「政務調査費支出証明書」を議長に 提出し、いずれもその支出内容、根拠を十分確認していること
- イ 一部の支出については、支出誤りにより返還すべきものがあったものの、いずれも関係議員からの自主的 な申し出により既に返還されており、県に損害を与えているとは認められなかったこと
- ウ そのほかの支出については、明らかに使途基準に違反するものとは認められず、関係人調査における事実 確認を通じても、その内容は、それぞれ政務調査活動の実態があるものと認められること

などから、使途基準に適合しない違法又は不当な支出とは言えず、したがって、これらの支出に対し、知事に 返還請求権が存在しないものと判断する。

よって、請求人の主張には、理由がないものと判断する。

## 第7 監査委員意見

今回の政務調査費に係る住民監査請求について、請求人が主張するような法律及び条例に明らかに違反する違 法又は不当な支出は認められず、また、制度の運用等においても明らかに違法であると認められるものはなかっ

しかしながら、政務調査費の原資は公金であり、一部で誤りが見られたことは誠に遺憾である。政務調査費の 使途については、全国的に住民監査請求や住民訴訟が提起されており、本県においても政務調査費に係る住民監 査請求が提出され、住民訴訟が提起されているものもあるなど、政務調査費に対する関心が益々高まっているこ とから、透明性を確保することの重要性が一層増しており、議会自らの県民に対するより高い説明責任が求めら れている。

こうした中、県議会においては、政務調査費について、これまでも使途の透明化と制度運用の効率化に向けた 取組みを進めてきており、平成23年度には県議会改革推進会議でマニュアルの改定が決定され、平成24年4月1 日から議長に提出された政務調査報告書が各議員の管理保管から議長において管理保管されることとなり、情報 公開の対象にも加えられたところである。

加えて、平成25年4月1日から石川県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例が施行され、名称が従来の政務調査費から政務活動費となり、充てることのできる経費に要請陳情等活動費が加えられるとともに、新たに収支報告書の県民への閲覧と議長に対する使途の透明性の確保が義務付けられ、議員活動の活性化とともに使途の適正化、透明性の一層の確保が強く求められるものとなっている。

このことから使途基準等の明確化・透明化を更に進めるとともに、今回の監査請求を一つの契機として一層の 適正化に向け、確かな改善の歩みを重ねるよう強く期待するところである。

とりわけ、以下の事項については、重点的に対応するよう求めるものである。

- 1 本制度は、議員の広範な裁量の下で運用される一方で、常に厳格な管理と高い説明責任が求められるものである。したがって、支出目的の明確・適正化や支出関係資料の保管・活用等に意を用い、適正な執行が十分に確保されるよう努めること
- 2 政務調査費に係る透明性の確保については、これまでもよく検討されてきたところであるが、今般の政務活動費への移行に伴い、使途の透明性が一層強く求められること等から、支出証拠書類の記載方法や参考資料の添付等について改善工夫できないか十分に検討し、一段の透明性向上に努めること
- 3 支出の審査事務に当たっては、複数の職員による相互確認を行っているが、議長の調査権に係る事務並びに 知事の補助執行機関としての事務の執行について体制の強化を図るとともに、事務処理精度を一層向上させる べく支出の適否を判断する際の審査方法や支出内容の確認結果の記録等に改善を進めるほか、情報公開等に関 する事務についても遺漏なきを期するなど更なる事務適正化に向け積極的に取り組むこと

いずれにしても、議員等の一定の活動に対し公金を支出する本制度は、議会と執行機関の間の相互に均衡と抑制のとれた関係の中で、自主的、自律的に運用することが想定されているものであり、ゆえに、議員等の責任において適正に執行されなければならないことは当然のことであるが、制度の趣旨に鑑み、必要と認められる場合には、積極的かつ有効に活用し、県民の負託と信頼に応える確かな活動を強く期待し、意見とする。

18

号